

令和 5 年度 羽田空港離着陸機に係る航空機騒音の測定結果
(年間 L_{den})

品川区上空を通過する羽田空港離着陸機に関して、品川区が実施した航空機騒音常時測定の結果は以下のとおり。

○測定地点

区内 2 か所の航空機騒音固定測定局にて実施

- ・立会小学校（〒140-0011 品川区東大井 4 丁目 15 番 9 号）
- ・台場小学校（〒140-0002 品川区東品川 1 丁目 8 番 30 号）

○測定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日

○測定結果

品川区が実施した区内 2 地点での固定調査の年間 L_{den} の値は、下表のとおり。いずれの固定測定局でも環境基本法に基づく環境基準に適合。

測定地点	地域の類型 基準値	L_{den} [dB]	基準適合状況
立会小学校	I 57	50	○
台場小学校	II 62	50	○

- ※ 1 年間 L_{den} は、当該測定地点において 1 日ごとの L_{den} を算出し、全測定日についてパワー平均し算出した値である。
- ※ 2 環境基準 (L_{den}) の基準値は I 類型（住居系地域）が L_{den} 57dB（デシベル）以下、II 類型（その他の地域）が L_{den} 62 dB 以下である。
- ※ 3 基準適合状況は、○が基準適合、×が基準超過を示している。

航空機騒音に係る環境基準の地域類型と基準値

地域の 類型	類型を当てはめる地域	基準値
I	告示別表に掲げる区域のうち都市計画法第8条 第1項第1号の規定により定められた、 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 及び田園住居地域 並びに同号の規定による用途地域として定めら れていない地域	57dB 以下
II	告示別表に掲げる区域のうち都市計画法第8条 第1項第1号の規定により定められた、 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	62dB 以下

年間 L_{den} の算出方法

次式に従って、1日毎の L_{den} を算出し、全測定日の L_{den} をパワー平均して算出した。

$$L_{den} = 10 \log_{10} \left[\frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}} \right) \right]$$

$L_{AE,di}$:昼間(07:00～19:00)の時間帯に発生した単発騒音暴露レベル(dB)

$L_{AE,ej}$:夕方(19:00～22:00)の時間帯に発生した単発騒音暴露レベル(dB)

$L_{AE,nk}$:夜間(00:00～07:00、22:00～24:00)の時間帯に発生した単発騒音暴露レベ
ル(dB)

T_0 :基準の時間(1秒)

T :観測一日の時間(86400秒)